令和８年度地域共生型再エネ事業推進に向けた海外制度及び事例等調査委託業務
質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書２．１．４「調査方法」②では、調査対象国の政府関係者に対する聞き取りについて「対面での聞き取りに限るものではない」とされています。当該聞き取りについて、オンライン会議による実施に加え、電子メール等の書面による照会をもって「聞き取り」とすることも差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおりで差支えありません。
2	また、仕様書２．１．４②の政府関係者に対する聞き取りについては、文献調査では確認が困難な事項について必要に応じて実施するものとの理解でよろしいでしょうか。最低限必要な実施件数などの指定はございますでしょうか。	御認識のとおりで差支えありません。また、実施件数等に特段の指定はありません。
3	本業務の契約形態について、費用の精算に当たり従事者の業務日誌（作業日報）等の作成・提出を要する準委任契約でしょうか。それとも、成果物の納品をもって足りる（業務日誌の作成・提出を要しない）請負契約でしょうか。	業務日誌の作成・提出は義務付けておりませんが、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」に記載しているとおり、委託業務従事時間報告書や出勤簿等の直接作業に要した時間数等の確認ができるものについて、整理、保管は必要となります。
4	調査範囲として「OECD加盟国のうち20か国」と記載されていますが、現時点で想定されている具体的な調査対象国がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	契約後に協議の上決定することとしています。
5	聞き取り調査は20か国すべてを対象とする想定でしょうか。あるいは、①の文献調査の結果を踏まえ、先進的な取組を実施している国等に対象を絞ったうえで、数か国に対して追加的に聞き取り調査を実施する想定でしょうか。	上記２のとおりです。
6	本業務について、特定非営利活動法人（NPO法人）との共同実施は可能でしょうか。 また、海外への聞き取り調査について、アポイント調整やインタビュー実施等の一部業務を外部委託することは可能でしょうか。	共同実施は可能ですが、共同連帯して業務を実施することを証するもの（協定書等）を提案書と併せて御提出ください。 また、海外への聞き取り調査について、一部業務を外部委託することは可能ですが、外部委託に係る費用が、入札額の半額を超えないことに御留意ください。
7	・「2.3 仕様書2.2.1の業務内容」のみ、「複数の事項を提案する場合はそれぞれＡ４版１枚以内ずつとする。」との記載があるが、記載の通り、本項のみ複数枚にわたってよいという理解でよいか。 ・上記の場合、「2.4 仕様書2.2.2の業務内容」については、「（※）Ａ４版１枚以内とする。」との記載があるが、本項目は「2.3 仕様書2.2.1の業務内容」とは異なりＡ４版１枚以内で整理が必要という理解でよいか。	提案書様式について、２．３についても、他の項目と同様に「Ａ４版１枚以内」としますので修正します。
9	・「2.2 仕様書２．１．２～２．１．４の業務内容」の基礎点と加点の合算が合計と合致しない。 ・得点配分の合計が205点となっている。	評価基準表の得点配分について、基礎点と加点の内容は記載のとおりですが、御指摘のとおり合計に誤りがありましたので修正します。
10	「2.5 追加的業務の提案」が採点項目にない。	御指摘のとおり評価基準表と提案書様式に齟齬がありましたので、提案書様式を修正します。
11	仕様書における「2.1.4 調査方法」で記載されております、調査対象国の政府関係者に対する聞き取り調査についてご質問させて頂きます。政府関係者に対する聞き取りは、調査対象国20か国すべてに対する実施することを想定されておりますでしょうか。それとも、文献調査ではわからなかった点について補足的に実施することを想定されているのでしょうか。また、聞き取り調査には、対面またはオンラインでのヒアリング調査だけでなく、政府関係者へのメールでの質問な度による聞き取りも含まれますでしょうか。	上記１及び２のとおりです。